

2018（平成30）年9月4日

千葉刑務所所長 殿

千葉刑務所に対して最大限の熱中症対策を求める（要望）

千葉県弁護士会 会長 拝 師 徳 彦

2018年（平成30年）7月19日、京都拘置所内に収容中の男性が熱中症の疑いで搬送され、意識不明の重体に陥ったことが報道された。その5日後の同月24日、名古屋刑務所において熱中症のために受刑者が亡くなる事案が発生した。他施設で熱中症による重症者が出ていたのだから、早急かつ柔軟な熱中症対策を講じることにより回避されるべき死亡事故であった。

千葉県千葉市においても同年7月の最高気温は37.4度に達し、最高気温が30度以上となる日（真夏日）は27日に及んだ。同年8月も8月26日までの26日間のうち、最高気温は37.0度、真夏日が21日となっており、酷暑の傾向が続いている。

2018年（平成30年）2月、当会は千葉刑務所所長に対して、各居室に冷暖房設備を設置するなど適切な処遇環境を整備するよう求める勧告を発した。残念ながら、その後、貴所より、各居室に冷暖房設備を設置した等の報告は受けていない。

前記の名古屋刑務所での死亡事故等を踏まえれば、酷暑期における刑事施設内の環境は、被収容者を重症熱中症に罹患させる現実的な危険にさらすものであることが認識されるべきである。刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条は、被収容者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるべきことを明記する。法令により身体を拘束された者は、自ら生命身体の安全を確保するための行動をとることが制限されているのだから、それらの措置は刑事施設の責任において確実に実行されなければならない。

以上を踏まえ、当会は、貴所に対し、早急に最大限の熱中症対策を講じ、被収容者が人として耐え難い身体的苦痛と生命の危険にさらされている状況を解消するよう求める。

具体的には、全居室の室温計測を含む緊急の実態把握、被収容者の水分・栄養・休息・衛生の確保、救護体制の整備など、酷暑対策として直ちに実施し得る最大限の方策を尽くすとともに、なるべく早い時期に各居室へ冷暖房設備を設置することを求める。